

2の② 元方事業者による安全衛生管理の構築について

検討の視点

- 報告書では、元方事業者と請負事業者の労働者が同一の場所において作業を行う場合には、元方事業者が請負事業者との連絡調整等の労働災害を防止するための対策を講じることが必要という趣旨の提言があるが、このような対策を講じることが必要な業種としてどのようなものがあるか。例えば、製造業はどうか。

また、連絡調整の他に具体的にどのような措置を講じることが必要であると考えるか。例えば、合図の統一等はどうか。

2の② 元方事業者による安全衛生管理の構築について

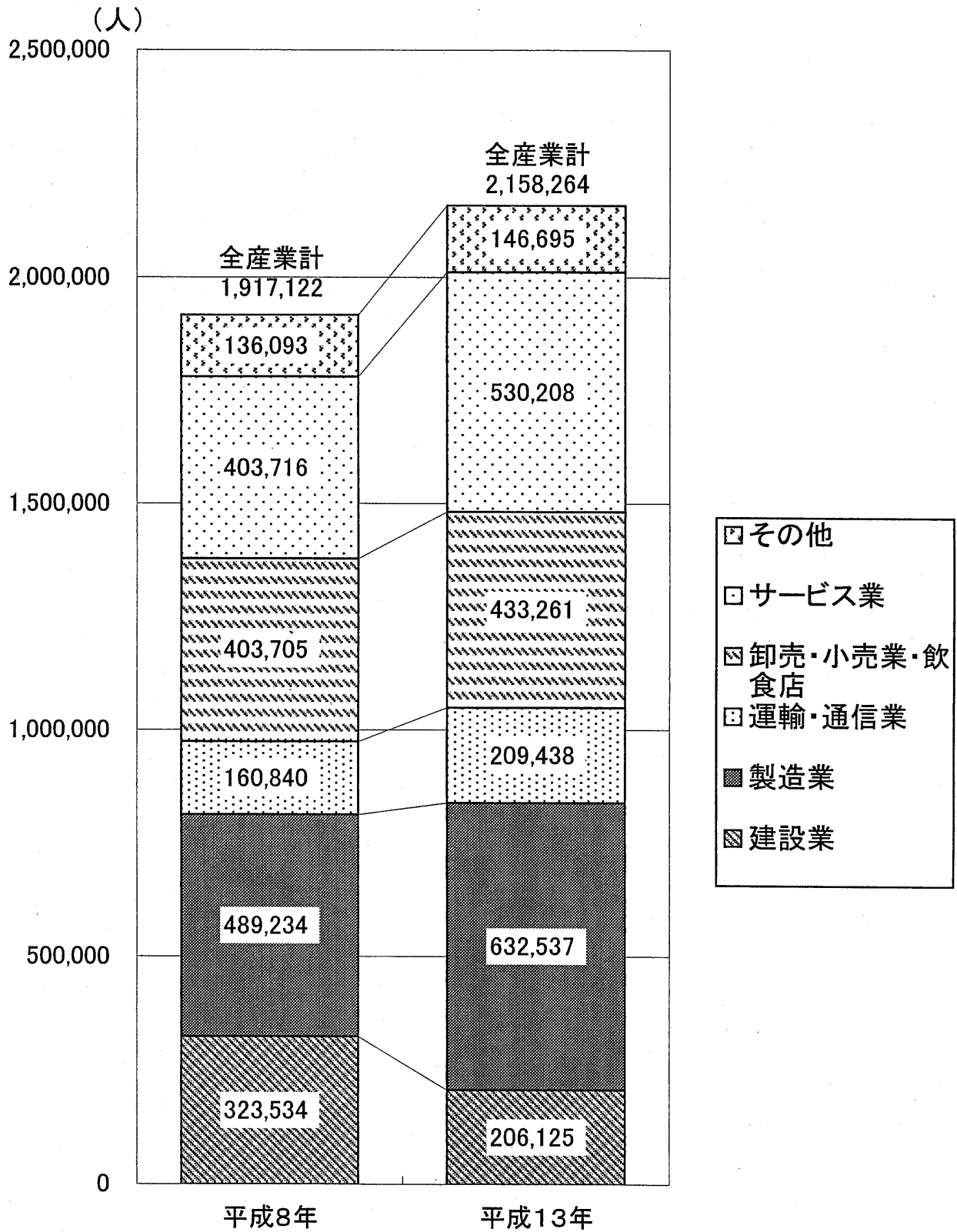
検討会の提言の概要

イ 元方事業者による安全衛生対策の調整

事業運営においてアウトソーシングが進行しており、製造業等において、同一の場所において指揮命令系統の異なる労働者が混在して作業をすることによる危険が増大することが懸念されている。

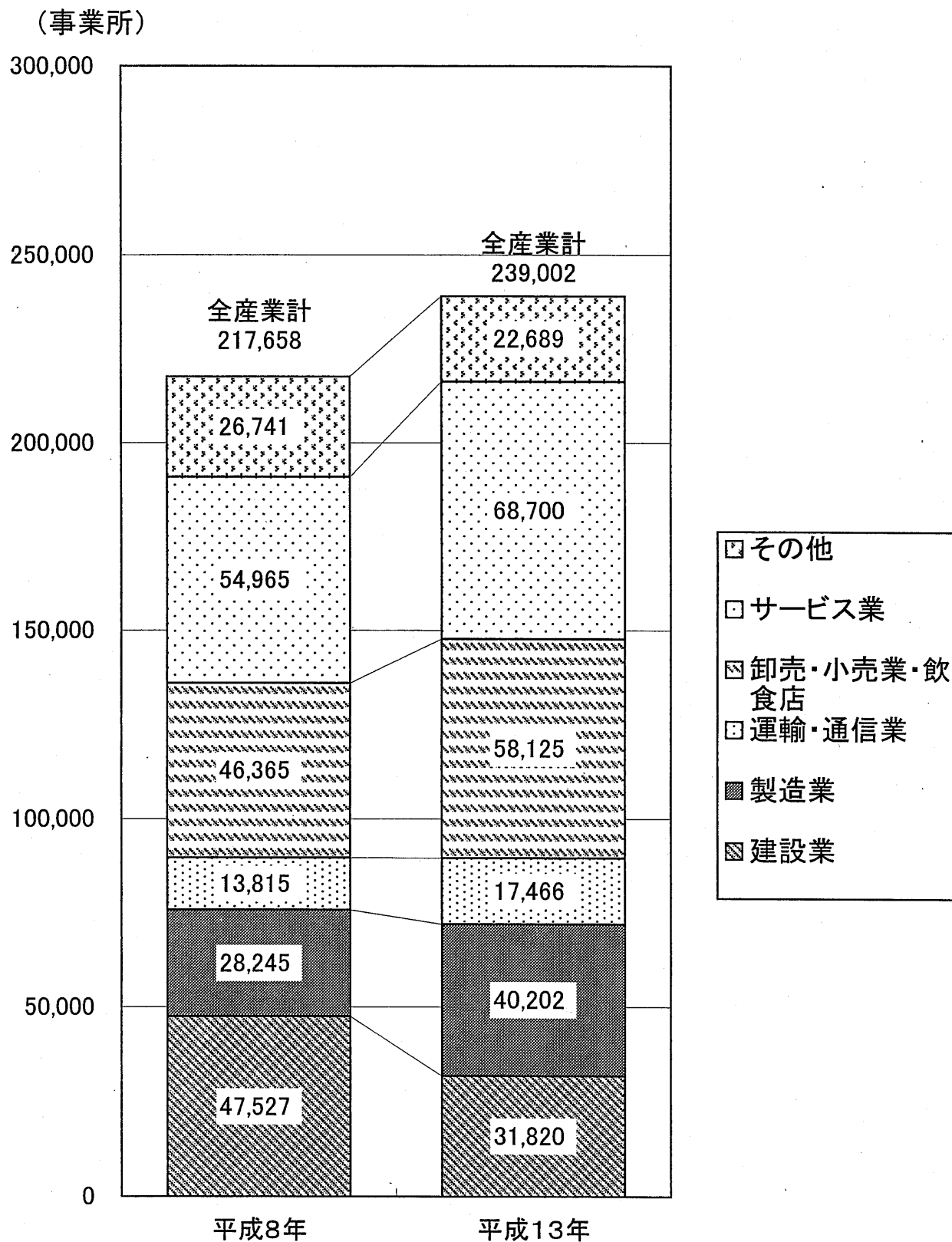
大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、作業間の連絡調整が十分になされていない場合等には災害の発生率が高くなっていることから、同一の作業場所において元方事業者と請負事業者が作業を行う場合には、同一作業場で作業する労働者について、一元的に連絡調整等の安全衛生管理を行う統括的な管理を行うべきであり、その主体は元方・請負の契約関係から元方事業者であることが適当である。特に製造業等においては、元方事業者が請負事業者との間でより緊密な連携を図り、労働災害の発生を防止するための対策を講じることが必要である。

派遣・請負労働者数の推移



資料出所 総務省事業所・企業統計調査(平成8年、13年)
別経営の事業所からの派遣・下請従業員数による

派遣・請負労働者のいる事業所数の推移



資料出所 総務省事業所・企業統計調査(平成8年、13年)
別経営の事業所からの派遣・下請従業員がいる事業所数による